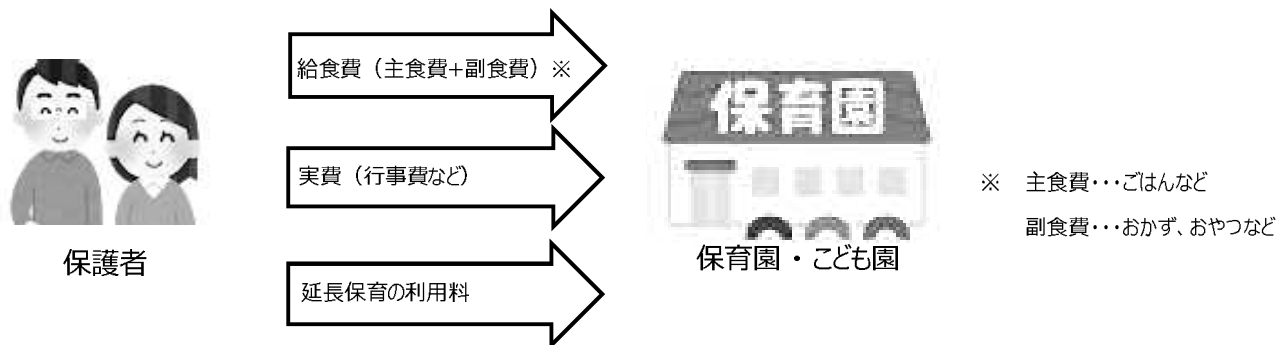


幼児教育・保育の無償化について

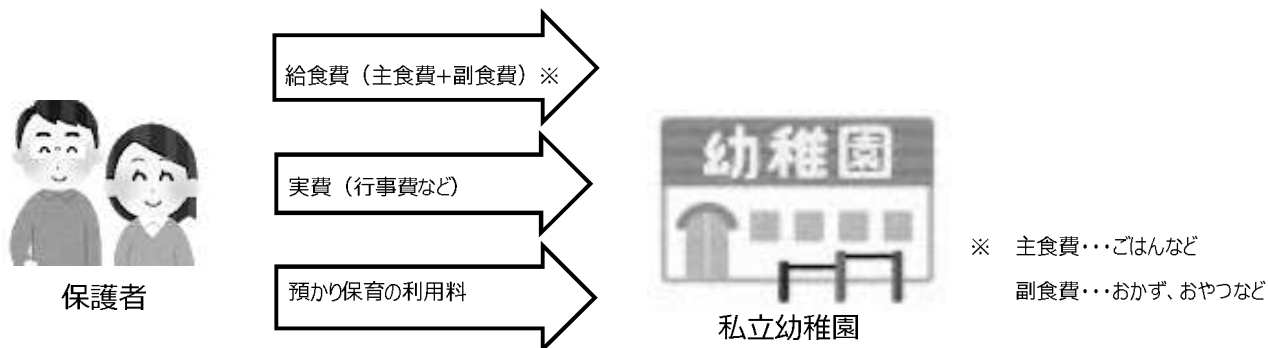
保育園、こども園、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等）を利用する方

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学まで）の児童の保育料が無償化となります。
0歳から2歳までの子供たちについては、市民税非課税世帯のみ、無償化の対象となります。
保育料は無償化されますが、給食費は主食分と副食分をまとめて保育施設へお支払いいただくことになります。



私立幼稚園を利用する方

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学まで）までの児童の保育料が無償化となります。
給食費は主食分と副食分をまとめて保育施設へお支払いいただくことになります。



子ども・子育て支援制度に移行した園

満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの児童の保育料が無償化となります。

子ども・子育て支援制度に移行していない園

満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの児童の入園料・保育料が月額25,700円（上限）の範囲内で無償化となります。

入園前に申請が必要です。詳細は各園に直接お問い合わせください。

（参考）市内の私立幼稚園

詳細は、各園へ直接お問い合わせください。

園名	所在地	電話番号	対象	預かり保育	給食	送迎バス
育英義塾幼稚園 ★	宮城1-7-41	858-0064	3歳～5歳児	あり	あり	あり
相愛幼稚園 ★	長田1-11-9	832-1502	満3歳～5歳児	あり	選択可	あり
光の子幼稚園 ★	首里山川町1-17	886-0648	満3歳～5歳児	あり	選択可	-
ナザレ幼稚園 ★	三原2-11-33	855-1389	満3歳～5歳児	あり	あり	あり
愛児幼稚園	樋川1-13-10	834-2731	満3歳～5歳児	あり	あり	あり
首里カトリック幼稚園	首里崎山町4-60	885-3174	3歳～5歳児	あり	あり	あり

※★印は、子ども・子育て支援制度に移行した園です。

1号認定（こども園、幼稚園）で、預かり保育を利用している方

★預かり保育の無償化について

1号認定で こども園や幼稚園へ在園しており預かり保育を利用している方のうち、「保育の必要性」の認定を受けた方は、預かり保育料が上限の範囲内で無償化されます。

認定を受けるには、次のとおり申請書類を提出してください。

提出書類

- ・ 認定申請書
- ・ 保護者の「保育が必要な理由」を証明する書類（P.8参照）

提出先 那覇市こどもみらい課（那覇市役所本庁舎 3階49番窓口）

対象者 3歳～5歳クラスまでの、保育の必要性の認定を受けた児童
 ※満3歳については、保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の児童

無償の範囲 450円×1か月の利用日数で計算した額を無償化
 （ただし、下記の月最大額を超えての無償化は行いません（下記額の上限）。）
 ・3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学まで）：11,300円
 ・満3歳児から3月31日まで：16,300円

認可外保育園、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター、企業主導型保育事業

認定を受けることにより、上限の範囲内で無償化の対象となります。

（ただし、通園送迎費、行事費、給食費などは、これまでどおり保護者負担です。）

利用する施設	児童の年齢	保育を必要とする理由※	条件	認定区分※	上限（月額）
企業主導型保育事業	満3歳になった後の 4月1日から小学校就学前まで	ある	-	2号認定	標準的な利用料の 範囲内
認可外保育園 一時預かり 病児保育 ファミリーサポート	満3歳になった後の4月1日から 小学校就学前まで				保育料：37,000円
	0歳から満3歳になった後の 3月31日まで		市民税 非課税世帯	3号認定 (法第30条の4第3号)	保育料：42,000円

※保育を必要とする理由と認定区分については、P.3をご参照ください。

入園前に申請が必要です。詳細は各園に直接お問い合わせください。

副食費の免除制度があります

給食費には主食費と副食費が含まれており、該当世帯について、副食費の減免をすることができます。

2号認定児童

満3歳になった後の4月1日（3歳児クラス）から施設が定める給食費が発生します。

免除対象者は

- ・ 保護者の市町村民税額57,700円未満（年収360万円未満相当）の世帯の子ども
- ・ 第3子以降の子ども（未就学児で対象施設に入園している児童の数）
※第3子のカウント方法は、保育料の多子軽減の対象となるきょうだいの数と同様です。（P.24参照）

1号認定児童（預かり保育を利用している方を含む）

満3歳になった後から施設が定める給食費が発生します。

免除対象者は

- ・ 保護者の市町村民税額77,101円未満（年収360万円未満相当）の世帯の子ども
- ・ 第3子以降の子ども（小学3年未満の児童の数）
※第3子のカウント方法は、保育料の多子軽減の対象となるきょうだいの数と同様です。（P.24参照）

手続きについて

特別な手続きは不要ですが、市外に在住していたなどにより57,700円未満の世帯と確認できない場合、住民税課税証明書を求める場合があります。

ただし、愛児幼稚園、首里カトリック幼稚園については、市内在住であっても、別途申請が必要です。申請方法については、各園にお問い合わせください。